

# 経済産業省

25保電安第11号  
平成25年10月4日

一般社団法人日本風力発電協会  
代表理事 永田 哲朗 殿

経済産業省商務流通保安グループ電力安全課長 渡邊 誠

## 発電用風力設備の安全確認について

平成25年9月5日に苫前グリーンヒルウインドパークにおいて発生した風車のロータ落下事故については、事故調査の結果、別添のとおり、運転開始後に軸受の焼付きが発生しているとともに、主軸の不適切な修理を経ることにより、今般主軸が破断している状況が判明しています。

本事故については、引き続き調査を実施し、原因究明及び再発防止対策の実施が必要となりますが、上記の状況に鑑み、公共の安全の確保の観点から、発電用風力設備の安全管理に万全を期すため、全国の発電用風力設備の設置者に対し、下記の措置を講じるよう、各産業保安監督部（支部等を含む）を通じて周知することとしました。

つきましては、貴協会におかれましても、貴協会員に対し、周知していただきますようお願いいたします。

## 記

1. 風車の製造事業者が上記事故の製造事業者と同じである場合には、下記の措置を講じること。
  - ① 風車のロータを含めた保安点検及び必要に応じ補修等の対策を実施すること。その際には、通常実施する点検に加え、当該部位における軸受焼付きの発生や当該事象に対するメーカー推奨以外の修理等を行っている場合は、当該周辺の打音調査や塗装表面の調査、更に、浸透探傷試験又は超音波探傷試験を行い、これらの結果を評価すること。
  - ② 点検終了までの間、一般公衆の接近防止措置を強化又は必要に応じ運転停止等の適切な安全確保措置を講じること。
  - ③ ①及び②の対策を講じた結果を、平成25年11月5日を目途に報告すること。
2. 風車の製造事業者が上記事故の製造事業者と同じでない場合でも、今般の事故に係る調査状況に鑑み、当該部位における軸受焼付きの発生や当該事象に対するメーカー推奨以外の修理等を行っている場合は、当該部位における健全性を評価した上で、平成25年11月5日を目途に報告すること。